

民生福祉常任委員会会議記録

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 日 時 | 令和5年1月11日(水) 午後1時25分から午後2時58分まで |
| 2 | 場 所 | 第2委員会室 |
| 3 | 出席委員 | 永井委員長、桑原副委員長、藤井、高柳、大東、野村各委員 |
| 4 | 欠席委員 | なし |
| 5 | 説明者 | 角田市民部長、見城市民課長、田邊市民協働課長、小林環境課長
矢代健康福祉部長、金子子ども課長、信澤介護高齢課長、武井健康課長 |
| 6 | 事務局 | 原事務局長、大島議事係長 |
| 7 | 傍聴者 | なし |
| 8 | 傍聴議員 | なし |
| 9 | 議 事 | (1) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明
(2) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
(3) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明
(4) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
(5) 調査事項
(6) 今後の日程について
(7) その他 |

10 会議の概要

(1) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第(1)市民部各課の所管事項報告・調査事項説明に入る。

まず、市民課の所管に係る事項について説明願う。

(見城市民課長 説明)

ア 市民課

・報告事項

1 沼田市オリジナル婚姻届、出生届の使用開始について

・調査事項

1 マイナンバーカードの申請状況及び窓口対応の状況について

2 地方交付税の算定に影響するマイナンバーカードの申請率について

3 マイナポータルによる公金受取口座登録及び健康保険証利用における利用規約について

○市民課長 資料を御覧いただきたい。まず、報告事項1「沼田市オリジナル婚姻届、出生届の使用開始について」説明する。資料番号は付していないが婚姻届と出生届を用意した。11月に報告したものが完成して使用開始の運びとなったので報告したい。婚姻届と出生届の2種類を作成した。人生の大切な節目となる届出なので、本市も御祝いの気持ちを込めたい、届出した事実が記念として手元に残る形の素敵なものを作りたいということで、株式会社郵宣協会と協定を締結して作成した。3枚組で1セットになる。ホチキスを外すとA3見開きになる。記入例、市役所へ提出するもの、手元に残るものとなる。手元に残

るものについては記念として写真を貼ったり、出生であれば名前の由来や「未来のきみへ」というメッセージを記すことができ、手元に残るものとなる。郵宣協が地域企業から広告主を募集して、財政課所管の広告審査委員会で決定となる。財源を新たに確保して作成したもので市の費用負担はない。メモリアルとして手元に残るため、喜んでいただけたらと思っている。なお、今後、子ども課において、年度内にこのデザインに雰囲気合わせたバックパネルあるいはスクリーンのようなものを作成し、婚姻届等の提出時に記念撮影ができるような計画をしていると聞いている。

次に、調査事項1「マイナンバーカードの申請状況及び窓口対応の状況について」説明する。申請数の推移、申請場所の内訳については、市民課資料1を御覧いただきたい。マイナンバーカードの申請状況の一覧である。例として、9月の欄を御覧いただきたい。9月は18か所に出かけ、職員が684人の申請の手伝いをした。申請数2,499件は9月中に様々な場所や手段で申請した市民の数の合計であり、手伝った684人も含まれている。出張場所の内訳は岡谷町生活改善センターほか奈良町農事研修所など記載のとおりである。12月の申請数は、まだ公表されていないので空欄としている。表の下に今年度のまとめを記載した。今年度になって、延べ71か所に出張し、延べ2,496人の申請を手伝っている。この数字には、休日に窓口を開け、申請をサポートした人数は含んでいない。また、窓口対応の状況については、昨年12月の1か月間でマイナンバーカードの件で順番待ちの番号札が2,213枚発券されている。この月は市民課全部で4,205枚だったため、半分以上がマイナンバー関係で訪れているということになり、平均すると1日110枚となる。前年同時期と比較すると、前年は市民課全体で2,133枚の発券枚数に対して、マイナンバー関係は456枚と約4分の1にも満たない数だったので、窓口業務も昨年よりも4倍以上忙しいということになる。混雑の状況については、窓口発券機の日報によると、例えば、12月26日月曜日に145枚の番号札が発券された。発券から呼ばれるまでの待ち時間は平均1分、最大13分、対応時間の平均は1分程度である。これは現場を見た個人的な感覚とも合っている。日と時間によってばらつきもあり、午後よりも午前11時頃から昼頃までの時間帯に訪れる人が多いと思っている。また、1枚の発券番号で、夫婦、家族、兄弟等まとめて処理するケースも多いので、処理人数としては、発券番号の3割増しの200人程度の処理人数かと思う。

次に、調査事項2「地方交付税の算定に影響するマイナンバーカードの申請率について」説明する。12月末現在のマイナンバーカードの申請率は59.05%である。地方交付税の算定に係る財政計画などの情報は市民課には入ってこないもので報告できるものはないが、配分額に影響を与えるのでは大変なので全庁を挙げて取り組みたい。デジタル田園都市国家構想交付金について、参考に資料を配布した。そちらの説明をするのでよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり) それでは説明する。結論から申し上げますと、デジ田交付金は交付率ではなく、申請率を基準としているので、本市は大きな影響を受けることなく申請できると考えている。2ページの官庁速報を御覧いただきたい。政府はカードの申請から交付まで時間差がある点に配慮し、自治体のカードの普及及び促進の実績を反映するためには申請率を見るのが適切と判断し、1月末時点のマイナンバーカード申請率が53.9%以上であれば応募可能とする方針を固め、令和4年12月8日官庁速報で発表された。次に3ページ、市民課資料2としてデジタル田園都市国家構想の説明会の資料を用意した。令和4年12月12日に開催された説明会資料である。まず、3ページ、各タイプ別のマイナンバーカ

ードの交付率の評価の考え方の資料である。下の段に太字で記載された1つ目の黒丸に基準は53.9%を基準とすると記載されている。一行空けてその下、2つ目の黒丸に各団体の計画書の申請直前の月末の申請率を評価するとなっている。また、その数値については、申請した後の書類や写真の不備等があってはじかれた件数が除外されるので、市民課では把握できないものであること、評価に当たって申請率等については、内閣府からデジ田の担当部局へ周知されることになっている。4ページ、太い四角の部分を確認願いたい。マイナンバーカード利用横展開事例創出型とタイプ2とタイプ3については1月末の申請率が評価対象になる。5ページ、タイプ1と地方創生テレワーク型については、申請書の提出書の締切りの関係で地テレは12月末の申請率、タイプ1は1月末の申請率が評価対象となる。下段は、タイプ1のマイナンバー交付率の勘案についての考え方についてピラミッドになっているので御覧いただきたい。全国平均53.90%を申請直前の月末で上回ると加点対象になり、申請率が高い団体にはより多く加点される方式で、例えば申請率が60%までの自治体であれば4点の加点がされる。60%以上70%未満の自治体であると7点の加点がつく。6ページ上段は申請率と加点の要件をまとめたものである。本日の資料は企画政策課から提供されたものであり、いずれの交付金についても、活用、計画書の作成、申請は企画政策課が所管となり行うことになるので、これ以上のことについては所管に確認をお願いしたい。

次に、調査事項3「マイナポータルによる公金受取口座登録及び健康保険証利用における利用規約について」説明する。マイナンバーカードが手元に届くと公金受取口座登録及び健康保険証利用登録をすることができる。携帯アプリやパソコン、手続のスポットになっている最寄りの郵便局、ヤマダデンキ、携帯ショップ、コンビニに設置してあるATMなどで、メンテナンスなどによる使用休止でなければ手続することができる。資料3はそのマイナポータルから健康保険証利用申込みの登録中に出てくる流れのページである。マイナンバーカードを読み取り、マイナポータルアプリを起動、利用規約を読んで同意しないと完了しない。この中で出てくる利用規約については、確かにA4で1枚程度の細かいものである。申請者が確認して同意するものなので、窓口では本人にしっかり読んで同意のボタンを押していただいている。本日は配布していないので、必要があればコピーを渡す。また、窓口では他にも時間のかかる処理があるが、利用規約に関する質問にも対応している。しかし、基本的には本人の判断で同意いただき、その後に手続を手伝っている。マイナポイントの手続がとても分かりにくく難しいとの声を高齢者を中心に聞いている。業務の柱は確実な交付手続と心得ているものの、一人2万円のポイントは1年間に1万人が受け取ると2億円の経済効果となるので、できるだけ受け取って市内経済を循環させて欲しいと考えている。交付の際には、本人確認を行い、受取に必要な本人確認書類の確認、個人番号通知カードや在留カード、住民基本台帳カードなどを回収するなど廃止手続等を行う。暗証番号の設定をして、きちんと設定されたか確認をして、有効期限などの取扱の説明をする。カードを受け取ってから公金受取口座登録や健康保険証利用登録ができることになるので、その方法や質問などにも対応している。人によってキャッシュレス決済や考え方が異なるため、そういった個々の異なる設定支援、市民の疑問や不明点に対して、丁寧に対応している。また、市でも分からない事項は、調べたり確認したり、電話で問い合わせを行うなど、職員一丸となって対応している。最後に、抽選で特産品等が当たるキャ

ンペーンのリーフレットの説明を行う。マイナンバーカードの申請をした人、カードを持っている人にチャンスがある。カードを取得済みの人も応募できるので、この機会に応募していただきたい。

○委員長 説明が終わった。報告事項1「沼田市オリジナル婚姻届、出生届の使用開始について」質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 きれいなものができてよかったと思う。実際は幾らぐらいかかってできたのか。市から持ち出しはないとのことだが、実際の経費は幾らぐらいなのか。参考に聞かせていただきたい。

○市民課長 株式会社郵宣協会からかかった経費については聞いていない。今までの1枚もの、ペラペラのものは1万円くらいで作っていた。今回のものは3枚複写でカラーもたくさん使っているので、おそらくもっとかかっていると思う。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、調査事項1「マイナンバーカードの申請状況及び窓口対応の状況について」質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、調査事項2「地方交付税の算定に影響するマイナンバーカードの申請率について」質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 中身は企画政策課に聞かなければ分からないということだが、さくい話59.0%なので、この表だと沼田市はタイプ2のところには乗るという認識でいいのか。

○市民課長 申請率でタイプを分けるのではなく、どういうことをしたいかという話を提案する中でタイプを選ぶのではないかと認識している。

○高柳委員 そこにポイントが加点でつくということか。（「はい」と呼ぶ者あり）手を上げられるということか。（「そうです」と呼ぶ者あり）そこから先は企画政策課だから聞いても……。分かった。

○委員長 ほかに。副委員長

○副委員長 もう1回確認するが、59.05%でいいか。

○市民課長 12月末現在で申請率59.05%である。

○副委員長 先ほどの説明の中で大丈夫だという話である。私は交付率だと思ったが申請率ということなので、ほぼクリアできたということでもいいか改めて確認する。

○市民課長 申請するかどうかも聞いていないが申請するとしても、12月現在の申請率で59.05%なので大丈夫である。

○副委員長 分かった。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、調査事項3「マイナポータルによる公金受取口座登録及び健康保険証利用における利用規約について」質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 マイナンバーカードを使うことができる病院、診療所、薬局は市内で幾つぐらいになったか。今回報告がなかったのを、改めてどれくらいになったか聞かせてもらいたい。

○市民課長 事前に話をもらっていなかったので申し訳ないがどれくらい変更があったかは確認していない。薬剤、調剤薬局については全部と聞いている。

○大東委員 マイナンバーカードが使える病院でマイナンバーカードを使わずに診療を受けると高くなると聞いた。そういう関係もあってどれくらいの病院でマイナンバーカードが使

えるようになったのかが知りたかった。マイナンバーカードを保険証として使えない病院だと紙のカードでも普通というか、割高になるということにはならないという理解でいいと思っている。その辺を確認したい。

○委員長 大東委員、それは国保年金課が所管となると思う。市民課長、そういうことでいいか。

○市民課長 そうだ。所管は違うが、紙のカードでも受診できるが、カードを使った方が安くなるということは間違いない。（「今まで高かった。10月から安くなった」と呼ぶ者あり）さらに安くなった。（「6円になるのかな。3割だね。いずれにしてもカード会社が儲けなければならない」と呼ぶ者あり。）

○大東委員 分かった。

○委員長 ほかに。高柳委員。

○高柳委員 交付するときの手順なり、混み具合なりを聞いたが、平均が13分という話だった。そう考えると、このマイナポータルの利用規約、これをやっぱり十分熟知して、理解した上で、2万円をもらおうという人はなかなか少ないのではないかと思う。担当課として、ちゃんと読んでいたのか印象を聞ければと思う。

○市民課長 利用規約についてであるが、本人が同意して、ボタンを押していただかないと対応している職員も次の話には進めない。その辺はきちんと読んでもらって、分からないところは質問してもらいながら進めている。タブレットなり、本人の携帯端末を使うこともあると思うが、本人側に寄り添った形で確認を進めてもらっている。

○高柳委員 もちろんそう思うが、これだけの量を全部読んでいるとはなかなか。それと、同意したこととみなすと書いてある。利用することイコール同意になっている。画期的に変わるわけである。電子市役所とかというのが今度の申請になってくるわけである。そう考えたときに、その辺については、言えば個人情報保護法案との絡みで、どうなのかと思っている。混乱とか後々のトラブルといった懸念は感じているか。

○市民課長 個人的な考えとして……（「市役所として、議論していないのなら議論していないで」と呼ぶ者あり）特定の個人情報として非常に厳格な取扱いをしているのは当然で、それについては変わらない。電子申請などが進むに当たって、利用規約に同意してカードを持っていただいているわけである。今回の健康保険証利用における利用規約も特別変わったことを書いているわけではなく、一般的なルールについての利用規約であると把握している。

○高柳委員 分かった。河野大臣が今度は来年5月以降、今度は携帯でできるということを目指していると新聞報道されている。今、NTTのAndroidの方はもうオーケーで、Appleの方がまだ開発できていないと。同等のアプリが携帯でできていて、それなのにカードを作らせるということについて課内では話をしたか。携帯で済むのであればその先を見越すと別に作る必要がないのではないか。

○市民課長 課内でそこまでの議論はしていない。

○高柳委員 分かった。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、以上で市民課を終了する。

次に、市民協働課の所管に係る事項について説明願う。

（田邊市民協働課長 説明）

イ 市民協働課

・報告事項

1 沼田市人権教育・啓発に関する基本計画について

○市民協働課長 報告事項1「沼田市人権教育・啓発に関する基本計画について」説明する。平成12年に人権教育及び人権政策に関する法律が策定されて以来、多くの自治体で策定されてきた。本市では人権を所管する部署が複数あったこともあって未策定だった。近年の人権を取り巻く環境は、従来からの人権課題に加え、コロナ禍において発生した医療関係者や感染者への偏見、性的少数者への知識の不足から生じる差別、SNSでの誹謗中傷など新たな人権侵害も発生しており、時代に対応した人権教育・啓発の重要性が高まっている。こうした状況から、市として様々な人権課題について整理を行い、正しい認識を持って人権教育・啓発を行うべく、計画策定することとした。庁内関係課長により組織された庁内検討委員会を2回、市民の代表や人権に関する組織・団体の代表者など12名の市民からなる基本計画策定委員会を3回開催し、様々な意見をいただきながら内容の確認を行って作成した計画案となる。この計画案を1月12日より約1か月間、本市ホームページに掲載し、パブリックコメントを行い、本年3月に計画を策定する予定である。内容についてであるが計画の基本理念には、15ページに記載があるが、市民一人一人の人権への正しい理解と行動が最も重要であることから、「誰もが人権を尊重し合い、多様性を認め合うことで、心豊かに暮らし、幸せを実感できるまち沼田を目指して」と定めている。なお、計画期間は令和5年度からの5年間となっている。また、本計画の市の施策の中での位置づけであるが、3ページにあるように総合計画を幹として人権に関連する市の諸施策である各計画を横につなぐ位置づけとなる。19ページ下部には評価指標を設定している。市の人権に関わる各計画を包括した計画となるため、本計画としての評価指標は、人権課題への関心度の向上、関係機関・団体との連携による相談しやすさの向上、人権尊重による住みやすさの向上という市民意識を確認する指標を設定している。また、20ページからは各課題ごとの取組方針が定められており、市民意識調査で明らかとなった課題に対する市民の意識も取り入れている。女性や子供、障害者といった従来からの人権課題に加え、52ページにあるインターネットを介した人権侵害、56ページにある性的マイノリティの課題など新たな課題も含め、12項目を個別に取り上げている。なお、本計画の策定と同時に沼田市再犯防止推進計画についても併せて策定する予定である。

○委員長 説明が終わった。報告事項1「沼田市人権教育・啓発に関する基本計画について」質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 課長が説明したように、以前は教育委員会で人権を担当するなど、いろいろな部、課で担当していたと思う。今後は人権については、市民協働課が窓口となっていく、一本化していくということか。

○市民協働課長 まずは人権の窓口を市民協働課が担って、各施策に関することについては、各々の課で担っていく。まず最初の窓口となるような認識でいる。

○大東委員 そうすると庁内で連携したり、会議なりを持っていく中で、市民協働課が事務局的な役割、いろいろな意見を取りまとめたり、調整役を担っていくと。実際人権教育ということになれば教育委員会が担当するとか、こういうことについてはこっちの課が担当するとか、そういう役割を市民協働課が担っていくと。そういう理解でいいか。

○市民協働課長 大東委員が言うとおりに、まず最初の窓口が市民協働課にあって、それと取りまとめることは市民協働課が担って、各施策に関することは各々やっていただくと理解していただくことでいいと思う。

○大東委員 せっかくこういう計画を作ったわけなので、具体的な事業というか、多分人権に関するパンフレットを作るとか講演会をするとか、一般的にはそういうことが思い浮かぶ。そういった今後の事業計画やこういう取組をしていくというようなものがあれば教えていただきたい。あと全国的に市町村単位でもパートナーシップ宣言をしているところもある。沼田市として、このパートナーシップ宣言についてはどのような検討や対応をしていくのか。今の段階で分かれば教えてもらいたい。

○市民協働課長 まず計画書が策定できた時点で4月にこの概要版を全戸配布して、この趣旨を市民に理解していただくようなつもりでいる。市民協働課としては、今まで男女共同参画と絡めて人権に関する講演会等をやっていたが、それについても例年どおり実施していく。パートナーシップ宣言に関しては、議会などでも質問等が出ているが、市の独自の制度を設けるというよりは、県のパートナーシップに賛同して県制度で推進していくことを考えている。それというのも沼田市でそれを宣言すると手近で申請できるというメリットがあるが、例えば、病院で病状を聞くのに家族と同じような方法を取るという制度がある。県制度を利用すると県内で県の認証を受けているような病院等でサービスを受けることができる。そういうことを考えると沼田にも申請していただいて、県でも申請するということになるので二度手間になるというような面もあると考えている。今のところは、市の独自制度というよりは県の制度に賛同して、その推進を図っていくことを考えている。

○委員長 ほかに。高柳委員。

○高柳委員 新しいというか、古くて新しい課題が再犯防止だと思う。こちらに具体的なものが3つほど書いてあって、具体的には今ある組織を応援しましょうと。当然計画なのでこれでやむを得ないと思うが、これまでの間でこの委員の中、経験者からこういったことが望ましいみたいなきょうが出たとすればそういうことを伺いたい。

○市民協働課長 現時点では寄せられていない。把握できていない。

○高柳委員 なければ結構である。

○委員長 ほかに。「なし」と呼ぶ者あり）なければ、以上で市民協働課を終了する。

次に、環境課の所管に係る事項について説明願う。

(小林環境課長 説明)

ウ 環境課

・調査事項

- 1 三峰山盛土問題の経過について
- 2 佐山町の民間最終処分場の現状について

○環境課長 まず、調査事項1「三峰山盛土問題の経過について」説明する。

現状としては、沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例いわゆる土砂条例に基づいて提出されている小規模特定事業許可申請書の内容について、都市計画課において協議が行われる沼田市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導を合わせて申請内容の協議及び指導を行っているところである。近況としては、1月中旬に事業者と関係各課

で打合せを行う予定となっている。いずれにしても、事業者との協議が早期に終了するよう今後も引き続き、関係各課と情報共有を行いながら、申請者の対応を行いたいと考えている。

次に、調査事項2「佐山町の民間最終処分場の現状について」説明する。佐山町民間最終処分場いわゆる沼田ウェイストパーク一般廃棄物最終処分場については、別紙資料1にあるとおり、県で廃棄物処理施設等の設置手続及び大規模土地開発条例に基づく手続に係る事前協議を行っているところである。現状としては、大規模土地開発条例に基づく事前協議の過程において、関係機関からの指摘事項に対して計画の一部を見直したことから、廃棄物処理施設等の設置手続についても当該修正に関連する変更を行うための変更申出書が提出されたと報告を受けている。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「三峰山盛土問題の経過について」質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 聞き取れなかったのだが、申請者の協議は4月中旬か2月中旬ということか。

○環境課長 1月中旬である。この後、すぐを予定している。

○副委員長 分かった。

○委員長 ほかに。高柳委員。

○高柳委員 これまでかなり課長にもきついことを言ってきたが、いよいよ事業者との打合せになるわけである。どう臨むか課内で検討したか。例えば、この法律に合わせて再生可能エネルギーがどうのとか、小規模事業がどうのとか、市が定めた定規に事業者から出されるであろう中身が違ってしまった場合、当てはまらなかった場合はどう対応しようとしているのか。そういうことがあらかじめ分かっていたら時間が短縮できるわけである。会議に向かう考え方のすり合わせをしたか伺いたい。

○環境課長 12月の段階においても事業者の委託事業者、いわゆる測量設計業者との打合せを行っている。その段階でこちら側の指導事項は随時出している。1月中旬に行う予定の打合せにおいては、それを網羅したものが出てくるであろうと想定している。それについて、うちと建設課と都市計画課と農林課に出てもらって、なるべくそこで済むような態勢を整えていきたいと考えている。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、調査事項2「佐山町の民間最終処分場の現状について」質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、以上で環境課を終了する。

（休憩 午後2時9分から午後2時14分まで）

○委員長 次に、次第（6）今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

（事務局書記 説明）

（6）今後の日程について

ア 次回の委員会について

期日 2月10日（金）午後1時30分

場所 第2委員会室

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案のとおり実施したいと考えるが、よろしいか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、そのような予定としたい。

（市民部 退室）

（2）市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第（2）市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。溶融炉について。環境課長にも説明してもらったが、再検討というか、また皆さんの意見を聞いて考えた方がいいと思う。すぐすぐというわけにもいかないと思うので、一旦これは皆さんで預かってもらって、いい案があったら、後日御意見いただくというような形を取らせてもらいたいと思うがよろしいか。高柳委員。

○高柳委員 それで基本的にいいと思うが、1つは溶融炉だが、鉄工所を造るみたいなものだから費用対効果が望めないということだと思う。おそらくコストがかかる。時代とすればおそらく今後はないということだと思う。リサイクル施設になるが、具体的な話を投げてもらえれば幾つかあると部長が言っていた。処理については燃焼方式の燃焼効率がいい技術というのが進んでいるというだけで変わった様子はあまりない。去年の暮れから今年の正月にかけてリサイクル、プラスチック、これがやはりかなり厳しいということで、できる頃にはその法律の縛り、あるいは国際基準の縛りが、おそらくできてくるのではないかと思っている。例えば、今は黄色い袋に軟プラを入れている。発泡スチロールとポテトチップスの袋が一緒に入っているわけである。これをオリックスに委託していると認識している。そのオリックスがどう処理しているのかということも含めて、リサイクルの状況を見てくるのもいいと思っている。それからガス化については、メタンもあるが、やはりメタンであると効率が落ちるということである。そこそこの時間を得れば、技術も進んでくる可能性もあるので、私とすると、軟プラを含めたプラスチックを具体的に最終的に処理しているところを見たい。併設していればなおいい。

○委員長 それは自治体だけでなくか。

○高柳委員 単純に民間だけというのはなかなか難しいと思う。行政も絡んでいると思う。そういったものが見られればいいと思う。いずれにしても民間であっても、市がお金を払ってやっている事業なので見られたらと。2点である。ガス化の状況とプラの今の状況も含めたリサイクルや処理について見てみたいと思っている。

○委員長 軟質プラスチックということか。

○高柳委員 そうだ。実際はどうやっているのだと。一般的には白いビーズみたいにして海外に売ったりしている。今半分海外に行っているが買わなくなってきた。法律がきつくなっているし、発展途上国と言われるところも環境に厳しくなるので、ビーズを売ることもできない。じゃあ何にするのだろうか。おそらく5年後ぐらいにはものすごい課題になってくると思っている。ぜひそんなところが見られればいいかなと思う。これは私の意見である。

○委員長 高柳委員から意見が出たが皆さんはどうか。

○高柳委員 皆さん次第で。

○委員長 逆にこの委員会で行けなくても改選後につなげて、申し送りという形でもいいと

思う。このメンバーで行けなかったら次につなげるような形をとるといっているのでどうか。

○副委員長 もう一つは、市内にシンエネルギー開発株式会社という会社がある。その会社であれば申し込んでオーケーがもらえれば良く教えてくれる。そういうのもいいのではないか。具体的に沼田でやっている会社を視察するのも適しているのではないか。

○委員長 副委員長から地元のシンエネルギー開発株式会社の視察という話も出たがこれについて意見はあるか。

○副委員長 時期の問題もある。

○大東委員 この時期なので、2月には定例会が始まってしまう。1週間前には議運もある。

○副委員長 それも含めた申し送りかどうか。

○高柳委員 申し送りでもいい。

○委員長 そのようにまとめたい。ほかに。

○野村委員 三峰山の関係である。太陽光パネルを設置していい場所と悪い場所をはっきり条例で決めた方がいいのではないかと思う。高山村で太陽光発電所で土砂崩れが起きて、今高山村では太陽光発電は基本的に禁止になっている。やはり土地の価格の問題で、どうしても傾斜地に太陽光パネルが置かれるケースが多い。幸いにして沼田の場合はまだ土砂災害は起きていない。高山村と比べると実質的な被害は出てないがやはり市でもある程度の規制をかけていかないとまた同じようなケースが出てくる可能性がある。

○委員長 局長、今そういったような条例とかそういうものはあるか。

○事務局長 太陽光発電の関係になると都市計画課が大規模開発というか、開発の関係で何か規制しているかと思う。今回の太陽光の関係も都市計画課が絡んでいるということもあると思う。そこも一緒に考えてもらわないといけないという感じがする。

○委員長 他部署かもしれないのでそれを含んで、調べてもらうという形でいいか。

○野村委員 そうだ。

○委員長 ほかに。高柳委員。

○高柳委員 それこそ次の人になるかと思って言わなかったが、これまで意見も出たが、市で条例を作るとすれば、大体夜中にトラックで搬入すること自体が一般常識を逸脱している。それが憲法に違反するとは考えられないし、日本の法律に違反するというのも考えにくい。だから、大量の土砂を一定の量や何なりを搬入する場合には、市にまず許可を得て、昼間に搬入すると。あるいは許可が前提だと。入ってから何かというのはどう考えても……。どかすのであれば市でやらなければならない。だからそういうのも含めて、条例化に向けた動きをした方がいいと思っている。（「そうだ」と呼ぶ者あり）こんなことを2回も3回もさせる自治体ではしょうがない。水と緑の大地の市が。私はそう思うのでそういったことも含めて、市でできる対応については条例化した方がいいと思う。しゃれにならなくなってしまう。条例化を視野に入れた検討みたいなものをした方がいい。再犯防止である。もううちの委員会では無理だろうから申し送りして。何人かは委員で残るだろうからそれをやってもらえばいい。

○委員長 それを含んだところでということで申し送るといってよろしいか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようなので、以上で市民部所管に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

（休憩 午後2時27分から午後2時31分まで）

(3) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 次に、健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明を行う。

まず、子ども課の所管に係る事項について説明願う。

(金子子ども課長 説明)

ア 子ども課

・報告事項

- 1 令和5年度保育関係施設利用調整状況について
- 2 沼田市保育所等及び放課後児童クラブにおける物価高騰対策支援事業補助金について

○子ども課長 報告事項1「令和5年度保育関係施設利用調整状況について」説明する。

1 ページを御覧いただきたい。最初に申し訳ないが、1点訂正願いたい。11月の委員会で、令和5年度の保育関係施設入園申込状況について報告した。申込者数の合計を945名と説明したが、広域受託、市外在住児童数を加えていなかったため、本日資料を配付させていただいた。申込者数の合計は965名が正しい申込者数となる。訂正させていただきたい。

まず、報告事項1「令和5年度保育関係施設利用調整状況について」説明する。令和5年度の入園申込みについて、今年度は9月1日から10月14日までの第1次受付分について利用調整を行い、12月12日付けで保護者あてに通知した。第1次受付の利用調整の状況については、2ページを御覧いただきたいと思う。上の表は園別の状況、下の表は年齢別の状況である。各園における受入可能人数が限られていることから、受入可能人数を超えた園については利用調整を行っている。利用調整については、保護者には入園申込みの際に第1希望から第3希望まで記載していただいている。第1希望で受入可能人数を超えた園を希望した場合には、第2、第3希望の園の案内をさせていただき、了解いただいた後、決定させていただいている。ただ、どうしても特定の園を希望し、第2希望以降の園の入園を辞退して申込みをキャンセルする人もいる。入園予定人数が申込総数よりも少なくなる結果となっている。第1次調整の結果、現在のところ待機児童はない。第2次以降の申込みについては、現在30人の入園希望があり、随時調整を行っている。

次に、報告事項2「沼田市保育所等及び放課後児童クラブにおける物価高騰対策支援事業補助金について」説明する。12月補正で予算を計上したが、事業の概要を説明する。3ページを御覧いただきたい。目的としては、物価高騰の影響を受ける市内の児童福祉施設等が利用者の負担を増やすことなく、継続的に事業を実施するために、給食費や光熱水費、燃料費等の支援を行うことにより、児童の健全育成のための環境整備を図ることを目的とする。対象施設は、市内の保育園、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、放課後児童クラブ、いわゆる学童クラブとなる。補助金の支給額は3ページの中段の表に記載してある単価に児童数を掛けた令和4年4月から令和5年3月までの12か月分が基本額となる。各対象経費の令和3年度と令和4年度の実支出額を比較して増額となった額と基本額を比較して少ない方の額が実際の補助額となる。申請期間は、令和5年1月10日から令和5年2月15日までであり、補助割合は群馬県2分の1、沼田市2分の1、群馬県の保育所及び放課後児童クラブにおける物価高騰対策支援事業補助金を活用した事業となる。

○委員長 説明が終わった。まず、報告事項1「令和5年度保育関係施設利用調整状況について」質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 保育園の希望者の調整数であるが、現在30件ほど調整中という報告だったと思う。例年、年明けまでこのぐらいかどうか。もし多いとするとその理由は何か聞きたい。

○子ども課長 例年ほぼこの程度である。2次募集で去年はたしか25人だったと思う。例年30人近く、どうしても1次で申し込まなかった人が出てくる。

○高柳委員 分かった。

○委員長 ほかに。「なし」と呼ぶ者あり)

次に、報告事項2「沼田市保育所等及び放課後児童クラブにおける物価高騰対策支援事業補助金について」質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 結局これが全部出るわけではなく、米印のとおりで負担が増えてしまった額だけ出すということなので、実際は100人程度の施設で掛けてみると、月額18万円ぐらいかと思う。それよりも少なくなるという大した額にはならないのではないかと思うが、大体どのぐらいと予想しているか。

○子ども課長 給食費だけであるが試算してみた。実際の差額が幾らかは分からないが、90人程度の施設として試算してみたところ、給食費についてのみでは、基準額と実支出の差額の予想額を比較すると実支出の差額の予想額の方が少なく、54万5千円になる。実際には給食費だけでも54万円ぐらいは補助を受けられると考えている。

○高柳委員 分かった。じゃあそこそこ出る……。

○委員長 ほかに。「なし」と呼ぶ者あり)なければ、以上で子ども課を終了する。

次に、介護高齢課の所管に係る事項について説明願う。

(信澤介護高齢課長 説明)

イ 介護高齢課

・報告事項

1 高齢者慶祝事業について

○介護高齢課長 報告事項1「高齢者慶祝事業について」説明する。

2月10日金曜日に実施を予定している。対象となる人は令和5年中に数え100歳を迎える人48名である。慶祝状と記念品の贈呈を予定している。また、対象者には、市長、社会福祉協議会会長、同事務局職員及び介護高齢課の職員が訪問して対応する予定である。

○委員長 報告が終わった。報告事項1「高齢者慶祝事業について」質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 今年の場合48人であるが、去年は何人だったか。

○介護高齢課長 昨年が152人。実は今年度から要綱を変えており、去年は白寿、百寿、長寿ということで3段階だった。今回は100歳を迎える人だけに要綱を変更したので、48名ということである。

○大東委員 分かった。

○委員長 ほかに。「なし」と呼ぶ者あり)なければ、以上で介護高齢課を終了する。

次に、健康課の所管に係る事項について説明願う。

(武井健康課長 説明)

ウ 健康課

・調査事項

1 新型コロナウイルス感染症の感染状況、ワクチン接種率等の状況について

○健康課長 調査事項1「新型コロナウイルス感染症の感染状況、ワクチン接種率等の状況について」説明する。本日机上配付した資料を御覧いただきたい。(1)の新型コロナウイルス感染状況についてであるが、1月5日公表前日の群馬県内の感染者が4,155人で過去最多を更新した。これまでの最大人数は12月13日公表の3,576人だったので、それを大幅に上回っている。年末年始に休診していた医療機関が通常診療に戻ったため検査数が多くなったことが要因と考えられる。資料については12月の常任委員会と同じく、群馬県ホームページ掲載の新型コロナウイルス感染症の発生状況を基に作成した。直近の1月1日の週において17,847人の感染者が確認されている。表の上から2段については、年末年始の休みを含んでおり、病院等の検査数が少なかったことから比較的感染者数が少なかったものと考えている。一方、検査キットにより陽性を確認した人などで自ら県フォローアップセンターに登録した人が1月1日の週で2,590人と過去最多となっている。同じく1月1日の週においては、年代別感染者数の10歳未満と10歳代が少なくなった一方、20代が3,399人と大きく感染者数を増やしている。10歳代以下については学校が冬休みになったことにより感染者が減った。また、クリスマスから年末年始にかけて20代の若者の人流が活発になったことが影響していると考えている。なお、1月8日の週には、小中高等学校において3学期が始業すること、また、年始後に増えている感染者数が、成人の日を含む3連休により大きく感染者が増えるか動向が懸念される。次に、3ページの(2)ワクチン接種率であるが、12月までにオミクロン株対応ワクチンの接種を推奨していたが、1月4日現在で65歳以上の本市の5回目ワクチン接種率は47.4%と接種率については対象人口の半分に届かなかった。なお、新型コロナワクチン集団接種を11月25日から27日と12月16日から18日において沼田市保健福祉センターを会場として実施し、988人に対して接種を行った。また、12月1日から10日に高齢者施設の巡回接種を実施し、9施設において、入居者及び従事者合計314人に接種を行った。次に、4ページの(3)管内クラスター発生状況についてであるが、12月の1か月間に医療機関1、介護事業所5、福祉施設1、高齢者福祉施設4、高齢者施設1の合計12事業所においてクラスターが発生した。次の(4)インフルエンザの感染状況であるが、平成30年度の発生状況と比べると直近の週での比較では平成30年度群馬県内661人に対して135人とインフルエンザ数は少ない状況であるが、新型コロナ感染者を加えると患者数は大幅に増えることから、さらなる医療機関の負担が懸念される。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「新型コロナウイルス感染症の感染状況、ワクチン接種率等の状況について」質疑はあるか。「なし」と呼ぶ者あり)なければ、以上で健康課を終了する。

それでは、次第(6)今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

(6) 今後の日程について

ア 次回の委員会について

期日 2月10日(金) 午後1時30分

場所 第2委員会室

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案のとおり実施したいと考えるが、よろしいか。「はい」と呼ぶ者あり) それでは、そのような予定としたい。

(健康福祉部 退室)

(4) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 次に、次第(4)健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。発言のある委員はあるか。「なし」と呼ぶ者あり) ないので、以上で健康福祉部所管に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

(5) 調査事項

○委員長 事務局に今回の調査事項について説明させる。

(事務局書記 説明)

(6) 今後の日程について

○委員長 次に、(6)今後の日程について、イ 今後のスケジュールについて事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

(7) その他

○委員長 説明が終わった。その他、委員から何かあるか。「なし」と発言する者あり) ないので、以上で本日の委員会を終了する。

(午後2時58分 終了)